

## 袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関

### する条例第4条第1項の規定により指定する土地の区域（案）

について意見を募集します。

令和7年4月1日から都市計画法に基づく開発行為の許可に関する事務等の権限を千葉県から移譲を受けることとなり、これに伴い、新たに『袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例』（以下「市条例」という。）を制定し、市が権限移譲を受けた後においても、県条例に基づき県が指定した区域を市条例においても継続するため、市として改めて区域の指定を行うに当たり、皆様の意見を募集します。

#### ■ 資 料

- 袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条第1項の規定により指定する土地の区域（案）の概要説明
- 袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条第1項の規定により指定する土地の区域（案）
  - ・位置図（全体図）
  - ・広域図（1～6）

#### ■ 意見の募集期間

- ・ 令和7年2月8日（土）から令和7年3月7日（金）まで

#### ■ 案の閲覧場所

- ・ 開発指導準備室（市役所中庁舎6階）
  - ・ 市政情報室（市役所中庁舎3階）
  - ・ 市ホームページ
- ※市役所では、土・日曜日、祝日の閉庁日は閲覧できません。  
なお、事前の連絡で、各交流センター又は各図書館でも閲覧できます。

#### ■ 意見を提出できる方

- ・ 市内に住所を有する方、事務所または事業所を有する方、通勤または通学する方
- ・ パブリックコメントを実施する案件に利害関係を有する方

#### ■ 意見の提出方法

「袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条第1項の規定により指定する土地の区域（案）に係る意見」と明記のうえ、住所、氏名、電話番号、ご意見を記入して、直接担当課へ持参するか、郵送、ファクシミリ、または電子メールにより提出してください。書式の指定はありません。

【3月7日必着】

■ 宛 先（募集期間内必着）

- ・ 郵 送：〒299-0292（住所記載不要）  
袖ヶ浦市 都市建設部 開発指導準備室
- ・ ファクシミリ：0438-63-9670
- ・ Eメール：[sode75@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode75@city.sodegaura.chiba.jp)

■ その他

- ・ 電話による意見の受付は行いません。
- ・ お寄せいただいた意見に対し、個別の回答は行いません。後日、提出された意見と意見に対する市の見解について概要を公表します。

■ 問い合わせ

袖ヶ浦市 都市建設部 開発指導準備室 【電話】 0438-62-3516